

第7章 計画の推進体制

1 都と区市町との役割分担と連携

- (1) 都の役割
- (2) 区市町の役割
- (3) 会議体等

2 学識経験者、関係機関、民間事業者及びNPOとの連携・協働

3 地域住民との連携・協働

4 国への提案

1 都と区市町との役割分担と連携

本計画に位置付けられた事業等を円滑かつ効率的に実施していくためには、都と区市町とが果たすべき役割を適切に分担し、密接に連携しながら施策の推進に取り組んでいくことが重要です。

(1) 都の役割

都は、主に広域的な幹線道路や補助幹線道路の整備の事業主体として、所管する事業の計画的な推進に努めます。

また、広域自治体として、区市町における、制度運用に対する技術的支援、調整等の役割を果たすとともに、地域危険度⁹⁵測定調査等の防災に関する各種データ等の情報提供を行うなど、区市町が積極的に施策を展開できる環境づくりを進めます。

(2) 区市町の役割

区市町は、幹線道路等を補完する道路の整備や面的整備、木造住宅密集地域⁹⁶の改善や建築物の耐震化施策等の事業主体として、所管する事業の計画的な推進を図るとともに、まちづくり施策の中心的役割を果たすことが期待されます。

また、防災情報の提供等の啓発活動を通じて、まちづくりの機運を盛り上げるとともに、まちづくり協議会の設置・運営を支援し、地域住民との協働により、各種事業や規制・誘導策を展開していくことが求められます。

(3) 会議体等

こうした取組を効果的に展開できるよう、本計画の推進に関する事項等を協議する「防災都市づくり推進協議会」を設置しています。

また、関係市との各種協議会も、必要に応じて設置していきます。今後も、これらの協議会等を通じて十分に調整を図りながら、防災都市づくりに係る各種事業等を実施していきます。

95 地域危険度：P.24参照

96 木造住宅密集地域：P.22参照

2 学識経験者、関係機関、民間事業者及びNPOとの連携・協働

学識経験者の専門的意見を反映させるため、防災都市づくり推進計画検討委員会を設置し、防災都市づくりに関する検討を行っていきます。

公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターとの連携による住まいづくり・まちづくり協力員制度等のまちづくりに関する情報提供や専門家派遣、公益財団法人東京都都市づくり公社との連携による沿道一帯整備事業における沿道まちづくりの推進など、まちづくりに関する都の関係機関との連携により、効率的に整備を進めていきます。

防災都市づくりの推進に向けて、これまで独立行政法人都市再生機構と連携しながらまちづくりを推進してきました。今後も独立行政法人都市再生機構の持つまちづくりに関する専門的な技術やノウハウを区市が進める防災都市づくりの取組に生かすことで、安全で良質な市街地の形成を早期に図っていきます。

また、独立行政法人住宅金融支援機構と連携し、まちづくり融資の活用を図っていきます。

地区ごとの整備計画に併せ民間事業者による建築活動等が適切に誘導できるよう、計画に位置付けられた事業、規制・誘導策の周知を図ります。

また、利用可能な公有地や工場跡地などの大規模低未利用地を活用しながら民間プロジェクトを誘導し、木造住宅密集地域の整備を進めます。その他、都市計画の提案制度⁹⁷等を活用し、手続に係る時間リスクの低減、事業のインセンティブ付与など、民間事業者の参画しやすい環境整備を進めます。

防災、まちづくりなどを設置目的とするNPOが多数設立されており、行政、地域住民とのパートナーシップの下、実績を挙げている例も見受けられます。専門的知識を持った公益団体やNPOは、地域住民をサポートし、行政と地域住民の調整役を担うほか、行政に対して技術的な提案を行うなど防災都市づくりの推進役等を担うことも期待されることから、今後、協力及び連携を図っていきます。

97 都市計画の提案制度：地域住民等のまちづくりの動きを都市計画に積極的に取り込むことを目的として創設。一定の要件を満たす場合には、土地所有者、まちづくりNPO、まちづくり協議会等は地方公共団体に対して、都市計画の提案を行うことができる。

3 地域住民との連携・協働

木造住宅密集地域の改善を促進する好循環を作り出すため、例えば、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識の下、地域住民が主体となって合意形成し、まちの将来像を描き、行政や民間事業者等との連携にも配慮したまちづくりに取り組むなど、地域の特性に応じて良好な都市環境の形成につながるまちづくりを進め、まちの魅力を高めるとともに地域の活力を生み出すことが必要です。

また、安全で安心して住めるまちの実現には、まちづくりだけでなく、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施などの防災活動を通じて地域防災力を向上させることが必要です。

このため、都は区市町と連携し、都民に、防災に関する正しい情報や防災の取組の必要性を伝えるとともに、まちづくり協議会の活動支援や都市計画の提案制度等の活用など、地域住民による主体的なまちづくりを促進するための環境整備を行います。

4 国への提案

防災都市づくりを総合的、計画的に推進していくためには、法制度や税制の整備・改善のほか、事業推進に必要な財源の確保や補助の拡充など国の支援が不可欠です。

このため、地域の実情や社会経済状況の変化等に対応し適時適切に必要な提案、要求を国に行っていきます。